主 文

原判決中被告人Aに関する部分を破棄する。 被告人を懲役五月及び罰金三万円に処する。

被告人において右罰金を完納することができない場合は金二百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。但し此の裁判確定の日から三年間右懲役刑の執行を猶予する。

訴訟費用中原審において証人Bに支給した分は被告人及び原審相被告人 C、同Dの連帯負担とし当審における国選弁護人小林盛次に支給した分は被告人の 負担とする。

理 由

弁護人掘井久雄の控訴趣意は別紙記載のとおりである。

原判決が情状により昭和二十四年法律第四十三号酒税法等の一部を改正する法律附則第二十一項により同法による改正前の酒税法第六十条第二項に従い懲役及び罰金を併科したこと並びに刑法第六十三条第六十八条第三、四号により従犯減軽をなしたことは所論のとおりである。しかしながら右刑の併科と減軽(尤も罰金について減軽することができないことは後記説示のとおりである)との間に何等矛盾はないのみならず本件記録を精査するも原判決の量刑が不当であるという理由を発見することができないから論旨は理由がない。

〈要旨〉職権を以て按ずるに前示酒税法第六十六条によると同法第六十条第一項の罪を犯した者に懲役刑を科する場〈/要旨〉合は刑法第六十三条の適用のあることは明白であるが懲役及び罰金を併科する場合、両者につき、なお刑法第六十三条の適用があるかどうかは解釈上疑問の存するところであるが、この場合も前示酒税法の精神及び同法第六十六条の文言から考えて見て懲役刑についてのみ適用があり罰金刑についてその適用がないものと解するを相当とする。従つて原判決が罰金刑についても刑法第六十三条第六十八条第四号を適用し従犯減軽をなしたのは法令の適用を誤つたものでその誤は判決に影響を及ぼすこと明白であるからこの点において原判決は破棄を免れない。

よつて刑事訴訟法第三百九十七條により原判決を破棄し同法第四百條但書に則り 更に判決する。

(裁判長判事 黒田俊一 判事 猪股薫 判事 鈴木進)